

化粧品の表示に関する公正競争規約施行規則の一部変更
新旧対照表

(下線部が変更箇所)

新	旧
<p>(定義)</p> <p>第1条 規約第3条第2項に規定する「これらに準ずる事業者」とは、同条同項に規定する製造販売業者と実質的に同一の事業を行っていると認められる者で、次の各号に掲げる事業者をいう。</p> <p>(1) 製造販売業者に委託した化粧品について自己の商標又は名称を表示して販売する事業者</p> <p>(2) 化粧品について、製造販売業者と総代理店契約その他特別の契約関係にある事業者</p>	<p>第1条～第10条 (略)</p>
<p>(種類別名称)</p> <p>第2条 規約第4条第1号に規定する「種類別名称」とは、一般消費者が商品を選択するための基準となる名称であって、別表1に掲げるものをいう。ただし、販売名に種類別名称を用いた場合は、当該販売名を種類別名称とみなすことができる。</p> <p>2 前項の表示は、括弧、枠組み、色替え等により目立つように表示する。</p>	
<p>(販売名)</p> <p>第3条 規約第4条第2号に規定する「販売名」は、医薬品医療機器等法の規定に基づく承認を受けた名称又は届け出た名称により表示する。</p>	

新	旧
<p>(住所)</p> <p>第4条 規約第4条第3号に規定する「住所」は、総括製造販売責任者がその業務を行う事務所の所在地とする。</p> <p>(内容量)</p> <p>第5条 規約第4条第4号の規定に基づく内容量表示（容器又は包装材料を含まない。以下同じ。）は、次に掲げる基準によるものとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) 内容量は、内容重量、内容体積又は内容数量で表示することとし、内容重量は「g」又は「グラム」、内容体積は「mL」又は「ミリリットル」、内容数量は個数等の単位で表示する。 (2) 内容重量又は内容体積は平均量により表示する。ただし、最少量である旨を表示する場合は、最少量によることができる。 (3) 内容量を平均量で表示する場合の表示量と内容量の誤差の不足側公差は、マイナス3パーセント以内とする。 (4) 内容量が10グラム又は10ミリリットル以下の化粧品（以下「小容量化粧品」という。）については、内容量表示を省略することができる。 (5) 内容数量が6以下で、かつ、包装を開かないで容易にこれを知ることができない化粧品については、内容数量表示を省略することができる。 (6) 小容量化粧品について内容量を表示する場合にあっては、10個の内容量の平均値が、表示した内容量のマイナス3パーセントを超えてはならない。また、表示した内容量と実質内容量の誤 	

新	旧
<p>差の不足側公差は、マイナス9パーセント以内とする。</p> <p>(使用の期限)</p> <p>第6条 規約第4条第6号に規定する「厚生労働大臣が定める化粧品」とは、医薬品医療機器等法第61条第5号の規定に基づき厚生労働大臣が指定する化粧品とする。ただし、製造又は輸入後適切な保存条件の下で3年を超えて性状及び品質が安定な化粧品を除く。</p> <p>2 規約第4条第6号に規定する「使用の期限」は、「使用の期限」等の文字を表示し、前項に規定する化粧品の性状及び品質の安定を保証し得る期限について、月単位まで表示する。</p> <p style="padding-left: 2em;">例 使用の期限 令和6年4月 使用の期限 2024.4</p> <p>(厚生労働大臣の指定する成分)</p> <p>第7条 規約第4条第7号に規定する「厚生労働大臣の指定する成分」とは、医薬品医療機器等法第61条第4号の規定に基づき厚生労働大臣が指定する成分（以下「指定成分」という。）をいい、次の各号に定めるいずれかの方法により表示する。ただし、当該成分に附隨する成分であって、商品中の配合量では効能効果を発揮しない成分（キャリーオーバー）等については、その表示を省略することができる。</p> <p>(1) 指定成分を配合量の多い順に表示する。ただし、配合量が1パーセント以下の成分は、末尾に配合量の多い順によらず表示することができる。</p>	

新	旧
<p>(2) 着色剤を除く指定成分を前号に規定する方法により表示し、その後に全ての着色剤を表示する（この場合配合量の多い順によらず表示することができる。）。</p> <p>（原産国名）</p> <p>第8条 規約第4条第8号に規定する「原産国名」とは、当該化粧品を製造した事業所の所在する国の名称とする。</p> <p>2 前項に規定する「製造」には、次に掲げる行為は含まれないものとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) 化粧品にラベルを付け、その他表示を施すこと。 (2) 化粧品に外装を施すこと。 (3) 化粧品を単に詰め合わせ、又は組合せること。 <p>3 「原産国名」は、次の各号に定めるところにより表示する。</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) 輸入品 <ul style="list-style-type: none"> ア 「原産国○○」、「原産地○○」、「製造○○」又は「○○製」（「○○」は原産国名又は地名） イ 「MADE IN○○」、「Made in○○」又は「made in○○」（「○○」は英文表示による国名又は地名） (2) 国産品 <ul style="list-style-type: none"> ア 国産品であって原産国を誤認させるおそれのある表示とは、次に掲げるものをいう。 <ul style="list-style-type: none"> (ア) 外国の国名、地名、国旗、紋章その他これらに類するものの表示 (イ) 外国の事業者又はデザイナーの氏名、名称又は商標の表示 	

新	旧
<p>(ウ) 文字による表示の全部又は主要部分が外国の文字で示されている表示</p> <p>イ 前記アのいずれかに該当する表示がなされているものについては、「国産」、「日本製」又は「Made in Japan」と表示する。ただし、前記ア(ウ)に該当する表示であって、「Made in Japan」と表示する場合には、他の表示と切り離すなど、目立つように表示すること。</p> <p>4 小分けの工程のみが国内で行われた化粧品は、外国産品として取り扱う。この場合は、次の例に準じて表示するものとする。</p> <p>例 原産国○○ 製造販売元 ○○株式会社 住所</p>	
(使用上又は保管上の注意)	
<p>第9条 規約第4条第9号に規定する「施行規則で定める化粧品」とは、別表2左欄に掲げる化粧品とし、それぞれ同表右欄に掲げる例示に準じて使用上又は保管上の注意事項を表示する。</p>	
(問い合わせ先)	
<p>第10条 規約第4条第10号に規定する「問い合わせ先」には、化粧品に表示された事項について、一般消費者から問い合わせがあった場合、正確かつ速やかに応答できる連絡先を表示する。</p>	
(文字の大きさ)	(文字の大きさ)
<p>第11条 規約第4条第1号に規定する「種類別名称」、第2号に規定する「販</p>	<p>第11条 規約第4条第1号に規定する「種類別名称」、第2号に規定する「販</p>

新	旧
<p>「壳名」及び第8号に規定する「原産国名」に使用する文字の大きさは、<u>日本産業規格Z8305(1962)</u>（以下この施行規則において同じ。）に規定する7ポイント以上とする。ただし、表示面積等により、7ポイント以上の文字を使用することが困難であると認められる合理的な理由がある場合は、4.5ポイント以上の文字を使用することができる。</p> <p>なお、公正取引協議会が別に定める小型容器については、文字の大きさを規定しない。</p> <p style="text-align: center;">(表示の省略)</p> <p>第12条 規約第4条ただし書に規定する「特に定める場合」とは、次の各号に定めるものをいい、それぞれ各号の定めるところに従い、表示を省略することができる。</p> <p>(1) 表示面積の狭い化粧品</p> <p>ア 2ミリリットル以下の直接の容器 若しくは直接の被包又は2ミリリットルを超える10ミリリットル以下のガラスその他これに類する材質からなる直接の容器で、その記載事項がその容器に直接印刷されているものに収められている化粧品であって、表示面積が狭いため規約第4条各号に規定する事項を明瞭に表示することができず、かつ、次の表の左欄の事項が外部の容器又は外部の被包に表示されている場合には、当該左欄の事項については、特例として当該容器に右欄のように省略することができる。</p>	<p>「壳名」及び第8号に規定する「原産国名」に使用する文字の大きさは、<u>日本工業規格Z8305(1962)</u>（以下この施行規則において同じ。）に規定する7ポイント以上とする。ただし、表示面積等により、7ポイント以上の文字を使用することが困難であると認められる合理的な理由がある場合は、4.5ポイント以上の文字を使用することができる。</p> <p>なお、公正取引協議会が別に定める小型容器については、文字の大きさを規定しない。</p> <p>第12条～第18条 (略)</p>

新	旧
製造販売業者 の氏名又は名 称及び住所	製造販売業者 の略名又は 商標法によっ て登録された 製造販売業者 の商標
製造番号又は 製造記号	省略するこ と が 可 能
使用の期限	省略するこ と が 可 能

イ 表示面積が著しく狭く、前記アの特例によっても明瞭に表示することができない直接の容器又は直接の被包に収められた化粧品であって、厚生労働大臣の許可を受けたものについては、外部の容器又は外部の被包に前記アの表の左欄の事項が表示されている場合には、前記アの特例による表示を省略することができる。

(2) 規約第4条第7号に規定する「厚生労働大臣の指定する成分」

指定成分が、次のいずれかにより表示されている場合には、直接の容器又は直接の被包における表示を省略することができる。

ア 外部の容器又は外部の被包

イ 直接の容器又は直接の被包に固着したタグ又はディスプレイカード

ウ 内容量が50グラム又は50ミリリットル以下の直接の容器又は直接の被包に収められた化粧品及び前記ア又はイに掲げるもののいずれも有しない小容器の見本品にあっては、こ

新	旧
<p>れに添付する文書</p> <p>工 外部の容器又は外部の被包を有する化粧品のうち内容量が 10 グラム又は 10 ミリリットル以下の直接の容器又は直接の被包に収められた化粧品にあっては、これに添付する文書及びディスプレイカード</p> <p>(3) 規約第 4 条第 8 号に規定する「原産国名」</p> <p>外部の容器又は外部の被包に「原産国名」が表示されている場合には、直接の容器又は直接の被包における表示を省略することができる。</p> <p>(4) 規約第 4 条第 9 号に規定する「使用上又は保管上の注意」</p> <p>化粧品に添付されている使用説明書等に「使用上又は保管上の注意」が表示されている場合には、容器等の表示を省略することができる。</p> <p>(5) 規約第 4 条第 10 号に規定する「問い合わせ先」</p> <p>化粧品に添付されている使用説明書等に「問い合わせ先」が表示されている場合には、容器等の表示を省略することができる。</p> <p>(化粧品の効能効果)</p> <p>第 13 条 規約第 5 条に規定する「医薬品医療機器等法で許容される範囲」とは、別表 3 に掲げる事項とする。</p> <p>(配合成分の特記表示)</p> <p>第 14 条 規約第 6 条第 1 項に規定する「特記」とは、配合成分のうち、特に訴求をしようとする成分のみを目立つよう</p>	

新	旧
<p>に表示することをいう。</p> <p>2 規約第6条第2項第1号に規定する「一般的名称」が、規約第4条第7号の規定に基づいて表示する指定成分の名称と異なるため、これらが同一の配合成分であると一般消費者が判別することが困難である場合は、指定成分の名称を併記するものとする。</p> <p>3 規約第6条第3項に規定する「施行規則で定める配合成分」とは、次のものをいう。</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) 配合成分の名称が、「薬」の文字を含むもの及び「漢方成分抽出物」等医薬品という印象を与えるもの (2) 配合成分を特記して表示することにより、表示された配合目的を超えた効能効果があると一般消費者に誤認されるおそれのあるもの <p>(配合成分の名称を販売名に用いることができる化粧品)</p> <p>第15条 規約第7条の規定により配合成分の名称を販売名に使用できる場合は、次に掲げるとおりとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) 香水、オーデコロン等の香りを主目的とするものに香料名を用いる場合 (2) 口紅、爪化粧品等の色調を主目的とするものに色調名を表す名称を用いる場合 (3) 香料を配合成分とするものに当該香料名を用いる場合。ただし、当該香料を配合成分として用いていることを、当該化粧品の販売名を表示している箇所に併記しなければならない。 <p>例 レモン香料配合</p>	

新	旧
<p>(4) 配合成分の配合量が次の基準に達するものに当該配合成分名を用いる場合 ア オリーブ油が 90 パーセント以上又は椿油が 95 パーセント以上配合されている化粧品について、「オリーブ油」又は「椿油」の文言を販売名に用いる場合 イ オリーブ油、椿油を次の基準に適合するよう配合されている化粧品であって、「オリーブ乳液」「椿香油」等の名称を販売名に用いる場合 (ア) 乳液、クリーム等のように乳化された化粧品の場合、当該配合成分が当該化粧品の全成分のうち、水分を除く成分の 5 パーセント以上を配合したもの (イ) 香油等のように油状の化粧品の場合、当該配合成分を 10 パーセント以上配合したもの</p> <p>(5) 配合成分の名称を販売名に用いても、当該化粧品の効能効果について、一般消費者に誤認されるおそれがないものとして公正取引協議会が認めたもの</p> <p>(特定用語の使用基準)</p> <p>第 15 条の 2 規約第 8 条に規定する用語を使用する場合は、次の各号に定める基準によらなければならない。ただし、第 4 号及び第 5 号に規定する用語については、この基準による場合であっても、化粧品の効能効果又は安全性に関する表現としては使用することができない。</p> <p>(イ) 安全性を意味する用語 「安全」、「安心」等安全性を意味す</p>	

新	旧
<p>る用語は、断定的に使用することはできない。</p> <p>(2) 完全を意味する用語 「完全」、「完ぺき」、「絶対」等全く欠くところがないことを意味する用語は、断定的に使用することはできない。</p> <p>(3) 万能を意味する用語 「万能」、「万全」、「何でも」等効果が万能万全であることを意味する用語は、断定的に使用することはできない。</p> <p>(4) 最上級を意味する用語 「最大」、「最高」、「最小」、「無類」等最上級を意味する用語は、客観的事実に基づく具体的数値又は根拠のある場合を除き使用することはできない。</p> <p>(5) 優位性を意味する用語 「世界一」、「第一位」、「当社だけ」、「日本で初めて」、「抜群」、「画期的」、「理想的」等優位性を意味する用語は、客観的事実に基づく具体的数値又は根拠のある場合を除き使用することはできない。</p> <p>(6) 新製品を意味する用語 新聞、雑誌、テレビジョン、ラジオ、インターネット等マス媒体を用いて表示する「新製品」、「新発売」等を意味する用語は、発売後12か月以内でなければ使用することができない。</p> <p>(7) その他の用語の使用基準は、別表4－1及び同4－2に定めるところによる。</p>	

新	旧
<p>(比較表示)</p> <p>第 16 条 規約第9条に規定する「比較表示」とは、他社又は自社の化粧品を比較対象商品として示し、これらの内容又は取引条件に関して比較する表示をいい、比較表示を行う場合は次の基準によるものとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) 主張する内容が客観的に実証されていること。 (2) 実証されている数値や事実を正確かつ適正に引用していること。 (3) 比較の方法が公正であること。 <p>2 比較対象とする商品は、次の要件を満たすものとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) 通常の使用目的が同一であること。 (2) 比較時において市販されており、通常の方法により購入できること。ただし、直前まで販売されていた自社の商品と比較する場合はこの限りでない。 <p>(比較表示に関する調査及び審議)</p> <p>第 17 条 公正取引協議会は、会員等からの要求があり、その必要性があると認められるときは、比較表示に関する調査及び審議を行うものとする。</p> <p>2 比較表示を実施した事業者は、公正取引協議会から関係資料の提出を求められた場合、速やかに関係資料を公正取引協議会に提出するものとする。</p> <p>(細則の制定)</p> <p>第 18 条 公正取引協議会は、規約及びこの施行規則を実施するため、細則又は運用基準を定めることができる。</p>	

新		旧							
2 前項の細則又は運用基準を定め、変更し、又は廃止しようとするときは、公正取引委員会及び消費者庁長官に事前に届け出るものとする。									
<p>別表1</p> <p>種類別名称</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>種類別 名称</th> <th>代わるべき 名称</th> <th>注記</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>頭 髪 用 化 粧 品</td> <td>整髪料</td> <td>ヘアオイル、椿油 スタイリング(料) セット(料) ブロード(料) ブラッシング(料) チック、ヘアスティック、ポマード、ヘアクリーム、ヘアミルク、ヘアソリッド、ヘアワックス、ヘアバーム ヘアスプレー、ヘアミスト ヘアラッカー ヘアリキッ</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>		区分	種類別 名称	代わるべき 名称	注記	頭 髪 用 化 粧 品	整髪料	ヘアオイル、椿油 スタイリング(料) セット(料) ブロード(料) ブラッシング(料) チック、ヘアスティック、ポマード、ヘアクリーム、ヘアミルク、ヘアソリッド、ヘアワックス、ヘアバーム ヘアスプレー、ヘアミスト ヘアラッカー ヘアリキッ	
区分	種類別 名称	代わるべき 名称	注記						
頭 髪 用 化 粧 品	整髪料	ヘアオイル、椿油 スタイリング(料) セット(料) ブロード(料) ブラッシング(料) チック、ヘアスティック、ポマード、ヘアクリーム、ヘアミルク、ヘアソリッド、ヘアワックス、ヘアバーム ヘアスプレー、ヘアミスト ヘアラッカー ヘアリキッ							

新			旧
		ド ヘアウォー ター、ヘア フォーム、 ヘアジェル	
	養毛料	トニック、 ヘアローシ ョン、ヘア エッセンス ヘアトリー トメント、 ヘアコンデ イショナ ー、ヘアパ ック	
	頭皮料	頭皮用トリ ートメント	
	毛髪着 色料	染毛料 ヘアカラー スプレー、 ヘアカラー スチック カラーシャ ンプー カラートリ ートメン ト、カラー コンディシ ョナー、カ ラーリンス ヘアマニュ キュア、ヘ アマスカラ	
	洗髪料	シャンプ ー、洗髪粉	

新			旧
	ヘアリ ンス	リンス	
皮膚用化粧品	化粧水	スキンローション、ローション、柔軟化粧水、收れん化粧水、アストリンゼント	
	化粧液	保湿液、美容液、エッセンス	
	クリーム	油性クリーム、中油性クリーム、弱油性クリーム	
	乳液	ミルクローション、スキニミルク、ミルク	
	日やけ (用)	サンタン サンプロテクト	
	日やけ 止め (用)		
	洗浄料	洗顔(料)、クレンジング、洗粉、クレンザー、メーキアップリムーバー、メ	

新			旧
		ーク落とし、フェースウォッシュユ、フェイシャルソープ、スクラブ化粧料ボディシャンプー、ボディソープ、ボディウォッシュハンドソープ	
	ひげそり (用)	プレシェービング、アフターシェービング	
	むだ毛そり (用)		
	フェイシャルリンス		
	パック	マスク	
	化粧用油注	オリーブ油 スキンオイル、ボディオイル、化粧オイル、美容オイル ベビーオイル	注「化粧用油」は、椿油のようないいに整髪に使われるものは除き、皮膚用

新				旧
仕上用化粧品			に使用するもののみをいう。	
	ボディ リンス			
	マッサ ー ジ (料)			
	ファン デーシ ョン	フェースカ ラー、コン シーラー		
	化粧下 地	メークアップ ベース、 メークアップ プライマ ー、プレメ ークアップ		
	おしろ い	フェースパ ウダー、ル ーセントパ ウダー、フ ィニッシュ パウダー、 ハイライ ト、シェー ディング		
	口紅	リップステ イック、リ ップルージ ュ、リップ カラー、リ ップペンシ ル、練紅 リップグロ		

新			旧
	ス、リップライナー		
アイメークアップ	アイシャドウ、アイカラーラー アイライナ一 眉墨、アイブロー、アイブローペンシル、アイブローブラッシュ マスカラ、まつげ化粧料 二重まぶた化粧料		
頬化粧料	頬紅、チーク、チークカラー、チークルージュ		
ボディメークアップ			
香水・オーデコロン	香水 オーデコロン	パルファン、パフューム コロン、フレッシュコロン、パルファンドトワレ、パフュームコロ	

新			旧
		ン、パフュームドトワレ、オードトワレ、オードパルファン、香気	
その他	浴用化粧料	バスソルト、バスオイル、バスエッセンス、バブルバス、フォームバス	
	爪化粧料	ネイルエナメル、マニキュア、ネイルカラー、ネイルポリッシュ、ペディキュア、ネイルラッカー、エナメルうすめ液、ネイルクリーム、ネイルオイル、除光液、エナメルリムーバー、ネイルカラーリムーバー、トップコート、オーバーコート、	

新			旧
		ベースコー ト、ネイル コート、ネ イルエッセ ンス ジエルネイ ル	
	リップ ケア化 粧料	リップトリ ートメン ト、リップ クリーム、 リップバー ム、リップ オイル	
	ボディ パウダ ー	タルカムパ ウダー、バ スパウダ ー、パフュ ームパウダ ー、ベビー パウダー、 天瓜粉	
その他上記に該当しない商品にあっては 公正取引協議会が認めた名称			
<p>[備考]</p> <p>1 種類別名称は、表右欄に記載する代 わるべき名称により表示するこ とができる。</p> <p>なお、販売名により使用部位が特定 されている場合は、代わるべき名称に 付されている部位表示を省略するこ とができる。</p> <p>2 販売名に代わるべき名称が含まれる ものは、種類別名称の表示を省略する</p>			

新	旧
<p>ことができる。</p> <p>3 使用部位を特定するときは、種類別名称及び代わるべき名称（以下「種類別名称等」という。）に使用部位を表す名称をつけることができる。使用部位名称は、ヘア（用）、フェイス（用）、フェース（用）、フェイシャル（用）、アイ（用）、リップ（用）、ネック（用）、アーム（用）、ハンド（用）、レッグ（用）、フット（用）、ボディ（用）等をいう。</p> <p>4 種類別名称等に用途を表す名称をつけることができる。用途名称は、エモリエント、モイスチャー、保湿、トリートメント、肌性（普通肌用、一般肌用、乾性肌用、脂性肌用、敏感肌用、日やけ肌用等）、ふきとり用、メークキープ用、寝ぐせ直し（用）、男性用（紳士用）、子供用、ベビー用、季節用（春、夏、秋、冬用）、夜用（朝用、昼用、日中用等）等をいう。</p> <p>（例）エモリエントクリーム、モイスチャーミルク、保湿ローション、トリートメントリンス、敏感肌用化粧水、ふきとり用化粧水、メークキープ用化粧水、寝ぐせ直しウォーター、男性用ローション、子供用乳液、ベビーローション、夏用ローション、昼用乳液等</p> <p>5 種類別名称等に製品の剤型を表す名称をつけることができる。剤型名称は、固型（ソリッド）、プレスト、オイル（油）、液状（リキッド）、ジェル、</p>	

新	旧
<p>練り（バーム）、マッド、クリーム、乳液、ローション、フォーム（バル）、フィルム、パウダー（粉）、水、ペンシル、スプレー（ミスト）、スティック、シート等をいう。</p> <p>(例) 固型おしろい、クレンジングオイル、液状ファンデーション、クレンジングジェル、練おしろい、マッドパック、クリームマスク、日やけ用乳液、ブローローション、フォームパック、洗顔フォーム、フィルムパック、パウダーファンデーション、粉おしろい、水おしろい、アイライナーペンシル、スティックファンデーション等</p>	
<p>6 多目的な機能を持つ化粧品については、それぞれの用途を表す名称を付記することができる。その際に、「・」、「&」又は「,」を用いてよい。</p> <p>(例) クレンジング・マッサージクリーム、マッサージ・パック、ヘアトリートメント&セットローション、頬紅、アイシャドウ等</p>	
<p>7 種類別名称等は必ずしも、本表にあげる字句のとおりであることを要しない。規則第2条第1項に照らし、これと同一であると認められる名称を用いることができる。</p> <p>(例) スチック→スティック、セット→セッティング、頭皮用→スキヤルプ、スカルプ、メークアップリムーバー→メイクアップリムーバー、ひげそり→シェービ</p>	

新	旧
ング、フェースカラー→フェイスカラー、ハイライト→ハイライター等	
公正取引協議会が定めた名称	
区分	名称
頭髪用化粧品	髪油、香油、つや出し油、スキ油、びん付油
仕上用化粧品	練パウダー、ダスティングパウダー、ひげペンシル
その他	ベビー化粧料
別表2 使用上又は保管上の注意	
化粧品の種類	使用上の注意事項 (表示例)
1 シャンプー、 リンス、ボディシャンプー、マスクラ及び浴用化粧料	お肌に合わないときは、ご使用をおやめください。
2 口紅及びリップケア化粧料	唇に異常があらわれたときは、ご使用をおやめください。
3 爪化粧料	爪に異常があるときは、ご使用をおやめください。
4 香水・オーデコロン	直射日光のあたるお肌につけますと、まれにかぶれたり、シミになることがありますので、ご注意ください。
別表2 使用上又は保管上の注意	
化粧品の種類	使用上の注意事項 (表示例)
(新設)	
(新設)	
(新設)	
(新設)	

新	旧
5 上記1～4以外の化粧品	お肌に異常が生じていないかよく注意して使用してください。お肌に合わないときは、ご使用をおやめください。
6 ネイルカラー	うすめ液を加えたり、他のネイルカラーを継ぎ足す場合は、ビンの上部に十分な空間を残して入れてください。
7 子供用化粧品 例 子供用おしゃれセット おもちゃシャンプー等	これは子供用化粧品です。必ず保護者の監視のもとで使用させてください。
8 洗顔料類、シャンプー、リンス、ヘアトニック及びヘアリキッド	目に入ったときは、直ちに洗い流してください。目に異物感が残る場合は、眼科医にご相談ください。
9 ビニールパック又はこれに類するもの	目の周囲を避けて使用してください。
10 整髪料 (樹脂製品に変色作用を及ぼすもの)	樹脂製のクシやメガネにつくと変色することがありますから、きれいにふきとってください。
11 日やけ止め化粧品	「本品は2～3時間ごとにつけかえてください。」
	(新設)
	(新設)
1 子供用化粧品 例 子供用おしゃれセット おもちゃシャンプー等	これは子供用化粧品です。必ず保護者の監視のもとで使用させて下さい。
2 シャンプー	シャンプーが目にに入った場合は、直ちに洗い流してください。
3 ビニールパック又はこれに類するもの	目の周囲を避けて使用して下さい。
4 整髪料 (樹脂製品に変色作用を及ぼすもの)	樹脂製のクシやメガネにつくと変色することがありますから、きれいにふきとって下さい。
5 日やけ止め化粧品	「本品は2～3時間ごとにつけかえて下さい。」

新		旧	
	<p>又は、 「肌をタオルでふいたあとなどは、 つけかえて<u>ください。</u>」</p>		<p>又は、 「肌をタオルでふいたあとなどは、 つけかえて<u>下さい。</u>」</p>
<u>12 エアゾール化粧品</u>	<p><u>1. 適用部位から約10 cmの距離で噴射すること。</u></p> <p><u>2. 同じ箇所に連續して3秒以上噴射しないこと。</u></p> <p><u>3. 眼瞼の周囲、粘膜などに噴射しないこと。</u></p> <p><u>4. 噴射ガスは、直接吸入しないよう注意すること。</u></p>	<u>6 エアゾール化粧品</u>	<p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p>
<u>(1) 正立のみで使用するもの</u>	<p>「逆さにしないで、使用して<u>ください。</u>」</p> <p>又は、 「頭部を上にして、使用して<u>ください。</u>」</p>	<u>(1) 正立のみで使用するもの</u>	<p>「逆さにしないで、使用して<u>下さい。</u>」</p> <p>又は、 「頭部を上にして、使用して<u>下さい。</u>」</p>
<u>(2) 倒立のみで使用するもの</u> <small>(ただし、構造上、正立、倒立のいずれでも使用可能なものを除く。)</small>	<p>逆さにして、使用して<u>ください。</u></p>	<u>(2) 倒立のみで使用するもの</u> <small>(ただし、構造上、正立、倒立のいずれでも使用可能なものを除く。)</small>	<p>逆さにして、使用して<u>下さい。</u></p>
	(削除)		(注) 使用の際

新	旧
<p>(3) <u>使用の際に振って使用する必要のあるもの</u></p> <p><u>使用前によく振って使用してください。</u></p> <p>その他公正取引協議会において定める化粧品</p> <p>(注) <u>個々の製品特性に応じ、「極端に高温又は低温の場所、直射日光のあたる場所には保管しないでください。」等のほか、消防法、高压ガス保安法に従つて表示すること。</u></p>	<p>に、振って使用する必要のあるものは、その旨を表示すること。</p> <p>(新設)</p> <p>その他公正取引協議会において定める化粧品</p> <p>(注) <u>このほか、消防法、高压ガス保安法に従つて表示すること。</u></p>
<p>別表3</p> <p>効能の範囲</p> <ul style="list-style-type: none"> 1 頭皮、毛髪を清浄にする 2 香りにより毛髪、頭皮の不快臭を抑える 3 頭皮、毛髪をすこやかに保つ 4 毛髪にはり、こしを与える 5 頭皮、毛髪にうるおいを与える 6 頭皮、毛髪のうるおいを保つ 7 毛髪をしなやかにする 8 クシどおりをよくする 9 毛髪のつやを保つ 10 毛髪につやを与える 11 フケ、カユミがとれる 12 フケ、カユミを抑える 13 毛髪の水分、油分を補い保つ 14 裂毛、切毛、枝毛を防ぐ 15 髮型を整え、保持する 16 毛髪の帯電を防止する 	<p>別表3 (略)</p>

新	旧
<p>17 (汚れをおとすことにより) 皮膚を清浄にする</p> <p>18 (洗浄により) ニキビ、アセモを防ぐ (洗顔料)</p> <p>19 肌を整える</p> <p>20 肌のキメを整える</p> <p>21 皮膚をすこやかに保つ</p> <p>22 肌荒れを防ぐ</p> <p>23 肌をひきしめる</p> <p>24 皮膚にうるおいを与える</p> <p>25 皮膚の水分、油分を補い保つ</p> <p>26 皮膚の柔軟性を保つ</p> <p>27 皮膚を保護する</p> <p>28 皮膚の乾燥を防ぐ</p> <p>29 肌を柔らげる</p> <p>30 肌にはりを与える</p> <p>31 肌にツヤを与える</p> <p>32 肌を滑らかにする</p> <p>33 ひげを剃りやすくする</p> <p>34 ひげそり後の肌を整える</p> <p>35 あせもを防ぐ (打粉)</p> <p>36 日やけを防ぐ</p> <p>37 日やけによるシミ、ソバカスを防ぐ</p> <p>38 芳香を与える</p> <p>39 爪を保護する</p> <p>40 爪をすこやかに保つ</p> <p>41 爪にうるおいを与える</p> <p>42 口唇の荒れを防ぐ</p> <p>43 口唇のキメを整える</p> <p>44 口唇にうるおいを与える</p> <p>45 口唇をすこやかにする</p> <p>46 口唇を保護する。口唇の乾燥を防ぐ</p> <p>47 口唇の乾燥によるカサツキを防ぐ</p> <p>48 口唇を滑らかにする</p> <p>49~55 欠番</p>	

新	旧
<p>56 乾燥による小ジワを目立たなくする</p> <p>備考</p> <p>1 本表は、昭和 36 年 2 月 8 日薬発第 44 号厚生省薬務局長通知「薬事法の施行について」別表第 1 に同じ。</p> <p>なお、同表中第 49 号～第 55 号は、「歯磨」の効能の範囲であり、本表の対象外であるため欠番とした。</p> <p>2 例えば、「補い保つ」は「補う」あるいは「保つ」との効能でも可</p> <p>3 「皮膚」と「肌」の使い分けは可</p> <p>4 上記以外に化粧品本来の使用効果並びに物理的効果について表示することは差し支えない。</p> <p>5 第 56 号による表現を行うに当たっては、平成 23 年 7 月 21 日薬食審査発・薬食監麻発 0721 第 1 号 厚生労働省医薬食品局審査管理課長監視指導・麻薬対策課長通知「化粧品の効能の範囲の改正に係る取扱いについて」に留意すること。</p>	

別表 4-1	別表 4-1
無添加等無配合を意味する用語	無添加等無配合を意味する用語
<p>「無添加」、「無配合」、「不使用」等ある種の成分を配合していないことを意味する用語を表示する場合は、何を配合していないかを明示して下記の基準により使用する。</p> <p>(1) ある種の成分を配合していないことを表示する場合は、当該成分名称を併記する。</p>	<p>「無添加」、「無配合」、「不使用」等ある種の成分を配合していないことを意味する用語を表示する場合は、何を配合していないかを明示して下記の基準により使用する。</p> <p>(1) ある種の成分を配合していないことを表示する場合は、当該成分名称を併記する。</p>

新	旧
<p>例 パラベン無添加 ノンエタノール</p> <p>(2) ある種の成分群に属する成分全てを配合していないことを表示する場合は、当該成分群を併記する。</p> <p>例 タール色素不使用 紫外線吸収剤無配合 オイルフリー</p> <p>(3) 着色剤、防腐剤等を配合していないことを表示する場合は、防腐剤等配合目的を併記する。ただし、規約第4条第7号の規定に基づく指定成分の表示名称により、当該成分の配合目的について一般消費者に誤認されるおそれがある場合には防腐剤無添加等と表示することができない。</p> <p>例 着色剤無添加 防腐剤カット 無香料</p>	<p>例 パラベン無添加 ノンエタノール</p> <p>(2) ある種の成分群に属する成分全てを配合していないことを表示する場合は、当該成分群を併記する。</p> <p>例 タール色素不使用 紫外線吸収剤無配合 オイルフリー</p> <p>(3) 着色剤、防腐剤等を配合していないことを表示する場合は、防腐剤等配合目的を併記する。ただし、規約第4条第7号の規定に基づく指定成分の表示名称により、当該成分の配合目的について一般消費者に誤認されるおそれがある場合には防腐剤無添加等と表示することができない。</p> <p>例 着色剤無添加 防腐剤カット 無香料</p>
<p>注) 1 タール色素、紫外線吸収剤及び防腐剤として配合される成分は、医薬品医療機器等法に定めるポジティブリストにそれぞれ収載されている成分をいう。</p> <p>注) 2 オイルとは、植物性油、動物性油及び鉱物油をいう。</p>	<p>注) 1 タール色素、紫外線吸収剤及び防腐剤として配合される成分は、医薬品医療機器等法に定めるポジティブリストにそれぞれ収載されている成分をいう。</p> <p>注) 2 オイルとは、植物性油、動物性油及び鉱物油をいう。</p>
<p>別表4－2 「アレルギーテスト済み」等のテスト済みに関する用語</p> <p>「アレルギーテスト済み」等のテスト済みに関する用語を表示する場合は、下記の基準により使用する。</p>	<p>別表4－2 「アレルギーテスト済み」等のテスト済みに関する用語</p> <p>「アレルギーテスト済み」等のテスト済みに関する用語を表示する場合は、下記の基準により使用する。</p>

新	旧
<p>(1) デメリット表示を同程度の大きさで目立つように<u>近傍</u>に併記すること。</p> <p>例　・「アレルギーテスト済み」の場合 　　全ての方にアレルギーが起こらないということではありません。 　　・「ノンコメドジェニックテスト済み」の場合 　　全ての方にコメド（ニキビのもと）が発生しないということではありません。 　　・「皮膚刺激性テスト済み」の場合 　　<u>全ての方に皮膚刺激が発生しない</u>ということではありません。</p> <p>(2) キャッチフレーズにしないこと。</p>	<p>(1) デメリット表示を同程度の大きさで目立つように併記すること。</p> <p>例　・「アレルギーテスト済み」の場合 　　全ての方にアレルギーが起こらないということではありません。 　　・「ノンコメドジェニックテスト済み」 　　全ての方にコメド（ニキビのもと）が発生しないということではありません。 　　(新設)</p> <p>(2) キャッチフレーズにしないこと。</p>

附 則

この施行規則の変更は、公正取引委員会及び消費者庁長官の承認があった日から施行する。ただし、別表2及び別表4－2の規定の変更は、承認の日から起算して2年を経過した日から施行する。